

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第206号)

平成14年5月23日

横情審答申第206号

平成14年5月23日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年6月22日港南地振第123号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

「南桜町内会の地縁による団体の認可に関する申請書一式（構成員の名簿を除く。）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「南桜町内会の地縁による団体の認可に関する申請書一式（構成員の名簿を除く。）」のうち、定期総会議事録の署名人の氏名及び印影を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「南桜町内会の地縁による団体の認可に関する申請書一式（構成員の名簿を除く。）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年4月13日付で行った一部開示決定のうち、定期総会議事録に記録された議事録署名人の氏名及び印影（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分に記録された定期総会議事録の署名人の氏名及び印影は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立部分に記録された情報は、条例第7条第2項第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

また、当該情報は、原則として町内会活動の中でのみ公開され、又は公開が予定されている情報であり、申立人が主張する条例第7条第2項第2号ただし書アの広く第三者に公にすることが予定されている情報には該当せず、非開示が妥当と考える。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立部分の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分は、条例第7条第2項第2号ただし書ア「公にすることが予定されている情報」に該当する。定期総会議事録の署名人は総会の議場にて指名されているから、署名人の氏名はその時点で既に公にされている。議事録は町内会員に公開することを前提にして作成されるから、公にすることが予定されている情報である。
- (2) 申立人は、他の一名の署名人と共に総会会場において、署名人に指名されているが、開示された議事録に疑義があるので、署名人として確認する責任がある。

- (3) 総会議事録は書き換えられている。また、総会で指名された署名人は2名であるが、開示された議事録によると4名で、明らかに2名は指名以外の者であり、残る2名も指名以外の者である可能性がある。
- (4) 申立人は、町内会長に議事録の開示を求めているが、「提出した書類の他に控えはない」、「残してある書類に署名はない」として、事実上確認はできない。
- (5) 条例第7条第2項第2号ただし書アには、実施機関がいう「広く第三者に」の語句はない。
- (6) 本来、町内会の総会議事録は、町内会員には誰にでも公開すべきものと信じるが、町内会長はこれを拒否している。行政文書の開示を受ける以外に法人化認可申請のため提出された議事録の全貌を知ることはできない。
- (7) 平成13年6月10日、法人格認可後初の総会において、町内会長は「平成12年4月23日の総会において、議事録の署名人は三役で決めてよいと決定している」と全く事実と反する証言をした。また、「署名人は自分と2名の副会長、老人会長の4名である」と言った。事実とすれば、自分が議長をした総会の内容を自分とその配下で署名するのは、法律的には違法とはならないとしても、世間一般の慣習では異常と言わざるを得ない。開示を受けて確認したい。この異常な運営を改善しなければ、これが先例となり、総会の議事録は独裁主義者の勝手次第となり、改善は遅れることになりかねない。

5 審査会の判断

(1) 地縁による団体の認可制度について

地縁による団体の認可制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づく市町村長の認可を受け、法人格を取得することによって、当該団体名義での不動産登記等を可能にするものである。また、同項の規定に基づく市町村長の認可は、同条第2項の規定により、地縁団体の代表者からの申請に基づいて行うものとされている。

(2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、南桜町内会の地縁による団体の認可申請に際して、当該地縁団体の代表者が、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の規定に基づき横浜市長に提出した申請書及びその添付書類（構成員の名簿を除く。）であることが認められる。

イ 申立人は、本件申立文書に係る一部開示決定のうち、本件申立部分の開示を求めているものであるから、当審査会は、以下当該部分を非開示とした決定の妥当性について判断する。

(3) 条例第7条第2項第2号本文の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」は開示しないことができると規定している。

イ そこで、本件申立部分に記録された議事録署名人の氏名及び印影が、本号本文に規定する個人に関する情報に該当するかどうかについて検討する。

一般的に、議事録署名人は、会議後に作成された議事録が真正のものであること及び記録された事実関係に相違のないことを確認するために、当日の会議出席者の中からその都度選任されるものであり、団体を代表する機関としての性格を有するものとは認められないから、その氏名等は当日の会議に出席した個人に関する情報であると考えるのが相当である。

したがって、本件申立部分に記録された議事録署名人の氏名及び印影は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号ただし書アの該当性について

ア 条例第7条第2項第2号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くこととしている。

イ 本件申立部分に記録された議事録署名人の氏名及び印影は、当該町内会の内部における情報であるから、何人にも公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると解することはできない。

したがって、これらの情報は、本号ただし書アに該当しない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立部分に記録された情報は、条例第7条第2項第2号に該当し、開示しないことができるものであるから、実施機関が、本件申立部分を非開示とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年6月22日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年7月27日 (第250回審査会)	・諮問の報告
平成13年7月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年3月22日 (第266回審査会)	・審議
平成14年4月12日 (第267回審査会)	・審議
平成14年4月26日 (第268回審査会)	・審議